

監事ハ時々生徒ノ居室及ヒ校
第三十條 警吏若干人ヲ置キ以テ
(以下次號)

以相違量候海軍兵學校規則相廢
加ノ通相定候條爲心得此旨相違候
(條例等ス)

海軍卿河村純義
海軍一殿
海軍卿河村純義

自十月廿九日 第四十五回
至十一月四日 第四十五回

新舊患者死亡
一九九 二〇二
五八七 一三四
二三八 六一
一四 九

自十月廿七日 三十八人ニシ
至十一月一日 三十八人ニシ
及長崎新瀉函館埼玉千葉群馬三重
青森山形秋田島根岡山廣島山口和
高ノ二十四縣ハ患者多キモ二十餘

一週間三十八人ナリ
口熊本ノ二縣ニ山口縣ハ十月八
一週間百十五人熊本縣ハ十月十五
週間六十四人ナリ
内務省衛生局

大藏一等屬 青木 咸一
判事 筒井 明俊
中尉從七位勳五等 宇都 純隨

郡長岡大工町平民佐藤音彌代官人
古田 常七
村平民加賀橋ウツ代官人
大岡 育造

知事裁判所ノ裁判不服ノ控訴審理
十二年十月附被告「ウ」ヨリ原
事ヲ被告ガ伊倉周造ヨリ得
得キ權利アリヤ否ヲ定ムルノ一
行文抽劣憲法違反ニシテ

同人生家實親ノ爲メ遊女稼
近頃依テ當人二十一歳ニ至ラバ生
外ナラナル可ク果テ然ラ
依リ結婚被控キ爲數年
情願ニ依リ結婚被控キ爲數年
情願ニ依リ結婚被控キ爲數年

必スシテ被告側ノ義務ト
ハ必スシテ被告側ノ義務ト
ハ必スシテ被告側ノ義務ト

被告側ノ義務ト
ハ必スシテ被告側ノ義務ト
ハ必スシテ被告側ノ義務ト

被告側ノ義務ト
ハ必スシテ被告側ノ義務ト
ハ必スシテ被告側ノ義務ト

被告側ノ義務ト
ハ必スシテ被告側ノ義務ト
ハ必スシテ被告側ノ義務ト

金ナリト云ハ被告ハ年來養育ノ酬ヒト受取タリト云
ヒ金質ノ何ナルハ無証據等トナリト雖モ其原告陳述ノ
如ク全ク支度金ナリトモハ要嫁ニ先テ原告直接ニ受取
ル可キハ當然ナラン何トナレバ「ヒサ」ハ一旦原告方ニ復
籍シ然レテ原告方ニ入嫁セタリト謂フコトアラズヤ旁以原
告請求ハ不相立結局始審裁判ノ通相定得且訴訟入費ハ原
告擔當タル可キ事

東京控訴裁判所
主任判事 谷津 春三
副任判事 大原 孝暢
川村 清輔

時事新報

養老金ノ制ヲ設ク可ク

我日本帝國ガ新ニ其國是ヲ當代文明ノ針路ニ轉ラタルハ
今ヨリ僅ニ二十年以來ノコトニシテ王政維新全ク政府ノ組
織ヲ變改シ當代ノ文明ヲ欽慕スルノ少壯者政事ニ當ルコ
トナリヨリ僅カニ十數年ヲ經過シタル新文明國ノ新政
府タルヲ以テ苟モ官吏ノ列ニ在テ公務ニ服スル者ハ多ク
ハ紅顏黑頭ノ壯士ニシテ白髮霜鬢ノ老翁ヲ見ルコト少ナシ
日本固有ノ風習トシテ老者ヲ厭ヒ壯者ヲ尊ブト云フ様ナ
ル意味アリテ然ルガ如キハ萬々無キコトナリト雖モ如何セ
ン世界ノ文明就中新日本國ノ文明ハ眞實ニ日新月歩ニテ
須臾モ止マルコトナ知ラズ舊日本ノ眼ヲ以テ新日本ノ狀勢
ヲ見レバ一事物トシテ了解スベキモノナク其進路ノ急速
ナルコト仰天シ空シク其塵ヲ望ミテ後ニ瞻若タルノ外ナキ
モノナリ故ニ事實ノ萬止ムテ得ザルヨリ大ニ壯者ヲ尊
事ニ當ラシメ以テ此文明ノ新政府ヲ組織スルヲ得タルコ
ナルベシ維新以來僅カニ十五年日本帝國ノ命數ニ照準ス
レバ實ニ萬分ノ幾何ニシテ計フルニ足ラザル日月ナリト
雖モ傍ニ向テ世界ノ文明ヲ見レバ其長歩疾足全ク吾人ガ
想像ノ外ニテ其歩ハ日ニ長ク加ヘ其足ハ日ニ疾ク加フ試
ミ十五年前ノ世界ヲ回顧スルニ茫トシテ百五十年ノ古
ヘノ如ク尋常ニ一様ノ歐米諸國ニシテ尙且ツ百五十年ノ進
路ヲ長歩シタリ況ヤ我日本ノ如キ新文明國ニ於テハ其長
其疾固ヨリ他國ノ比ニアラズ實ニ一日三秋ノ進歩ヲ成
セルモノト云テ可ナリ而シテ此進歩ノ真最中顧ミテ新政
府ノ官吏ヲ見レバ明治元年ノ昔ハ紅顏黑頭ノ美少年ナリ
シモ寒來暑往十五年帝國ノ命數ニ照準スレバコト短日月
トモ云ヘ人間ノ一生ニ比較スレバ隨分長キ時日ノ間ニ王
事執掌事處スルコト遠アラズ一年ハ一年ヨリ老境ニ深入シ
愛邊ノ霜ヲ掃ヘドモ復タ來リテ今ハ既ニ知命耳順ノ
老翁ト成リタリ明治政府ノ斷ナレト少壯官吏ノ居多ナル
トモモ拘ハラズ此短日月間ニ於テ早ク既ニ白頭ノ當事者
ヲ見ルニ至リタルハ畢竟天然法ノ變テタル所ニシテ人
力ノ左右シ得ルモノニアラズ是非モナキ次第ナルベシ
然レモ此白頭官吏ハ維新ノ前後ヨリ明治十五年ノ今日ニ
至ルマデ僅ニ一日ノ如ク國事ヲ勤勞シ此短日ハ大ニ一時

ノ功ヲ奏セタルモアリ或ハ永年困難ノ日月ニ事ヲ成セ
ルモアリテ大小難易ノ相違コトアルモケレ何レモ昔明治
政府ノ功臣ニアラザルハナク即チ鄉黨民間ノ長者ニシテ
日本帝國ノ元老タル人々ナリ單ニ我輩ノ尊敬ヲ受クベキ
ノミナラズ永ク日本政府ノ厚遇スル所トナリテ生涯其譽
望ヲ全クスベキハ其功勞ニ報酬スル當額ノ事ナルベシ故
ニ我政府ニ於テモ老年ニシテ劇職ニ在ルノ官吏ヲ見レバ
時ヲ待テテ散開高級ノ官職ヲ授ケ事ヲ其老ヲ慰スルコト
々タル所ナキコトアラズ實ニ明治政府ノ美德ト稱スベキナ
リ然リト雖モ若シ此慰老法ヲシテ其用ヲ誤ラセムルコト
レバ其弊害ノ及ブ所決シテ淺少ナラズ遠ニハ人ノ爲メニ
官ヲ設ケ官ノ爲メニ事ヲ起シ事ノ爲メニ無用ノ國費ヲ靡
消スルニ至ルコトアルベシ慎マズバアルベカラザルナリ
老年官吏ノ老ヲ慰スルガタメ或ハ某ノ散官ヲ授ケ或ハ故
ラニ一職ヲ置テ之ニ任スルコトアラズ其人今既ニ老ヒタ
リト雖モ其古ヘニ溯レバ又是一個ノ壯士ナリシテ以テ十
五年ノ後世ニ當テ時ノ少壯者ト競争スルモ後リコト其下風
ニ立ツコト好マズ世人ヲシテ散官ナリ冗職ナリ又具員ナ
リト評セシムルハ甚ダ其心ニ安ンセザル所ナルヲ以テ後
カニ其職ヲ守ルテ得テ以テ足レリト爲テズ必ズ大ニ爲
スベキノ事業ヲ索メテ之ニ着手シ彼ノ伏波將軍ガ狀ニ據
テ願願シ爾用フベキヲ示スノ意アルヤ論テ俟テズ事業ハ
即チ費用ナリ此慰老法ノ結局ハ老年官吏ノタメニ空シク
每人幾方ノ金ヲ浪費スルニ終ルコトアルベク直接ニハ我政
府間接ニハ我人民共ニ其弊害ニ堪ニザルベク今此弊害ヲ
避ケントスルニハ養老金ノ制ヲ設ケルコト如クハナク其法
功勞ノ大小勤務年限ノ長短等ニヨリテ其俸金ノ員數ヲ異
ニシ少ナキハ毎年數百圓多キハ數千圓其人職職ノ日ヨリ
在世ノ日ヲ終ルマデ不斷之ヲ給與シ然則日月ヲ樂シム
ノ資ニ供スベシ斯ノ如クナルハ養老者其人ハ功成リ名
遂ケ身ヲ終ルマデ日本政府ノ元老タルノ榮ヲ全クスルコ
ト得ルノ利アリ日本政府ハ能ク其功ヲ賞シ老ヲ養フノ美
徳ヲ損セザルニシテ更ニ又人ノ爲メニ官ヲ設ケズ大
ニ國庫ノ費用ヲ節減シ得ルノ大利益アリ實ニ一舉三得ノ
美事ナリト云フベシ

以上我輩ノ論ズル所ハ專ラ在職ノ老年官吏ノ時切スルモ
ノナリト雖モ退任職官ノ場合ニ適用スルモ其義理正
ニ同一ナルベシ明治初年以來官吏ニシテ職ヲ離ルノ時
退キタル者少ナカラズ而シテ其人ハ七十中八九ノ有爲活
潑ノ志士ニシテ議少シシトシテ其後ハ其後ハ其後ハ其後ハ
斷然勇退シタル者ナリ其後ハ其後ハ其後ハ其後ハ其後ハ其
セズ常ニ國事ヲ憂ヒテ其後ハ其後ハ其後ハ其後ハ其後ハ其
爲ノ際其各名譽大勲ヲ受ケルモノハ一統ニ其後ハ其後ハ其
カノ事ナリト云フベシ

ニ養老金ノ制アリテ此志士等モ養老ノヲ國事トシテ
ノ暇アラシメテ此不都合ヲ未ダ一陳クベシト感シ
タルノ度ヤナリシ我輩今故ヲニ其例ヲ要セズ之ヲ
當時ノ國情ニ照シテハ必ズ心ニ領スル所アルベシ故
ニ養老金ノ制アリテ此志士等モ養老ノヲ國事トシテ
ノ暇アラシメテ此不都合ヲ未ダ一陳クベシト感シ
タルノ度ヤナリシ我輩今故ヲニ其例ヲ要セズ之ヲ
當時ノ國情ニ照シテハ必ズ心ニ領スル所アルベシ故

報

○西郷農商務卿 先きに山梨縣絹、茶共進會に赴く
をたる西郷農商務卿、同日野宮城内ニ當春設立させ
し農務講習所并北巨摩郡日野春村農産社の牧場及
ひ開墾地等々を視察せらる、積りあきと云

○野宮突堤落成式 嘗て本紙に掲載せし如く去る一
日に野宮突堤の落成式を執行せらるる當日午後
三時山田内務卿の一行、松平、三崎、折田の三縣令、石井
土木局長等、隨從員と共に各旅館を發して海岸より出
らる西宮堤を見分り同堤より船にて東突堤へ渡り
れ式場ニ臨まれしと同四時十五分あり右式場は今度
新ニ建設せらるるものあるを建築二十四坪ありて
之に國旗或ハ綠葉門等種々の飾り付けをかし内務卿
其東側の中央ある殿の席より着られ徐々として起て祝
詞を讀みたる次石井土木局長の答辭松平宮城縣令
大藏卿等祝詞を讀みたる後夫より宴席場に向われし
は、六時より七時半會者無慮三百名接待委員は杯
盤を回し奔走して廻りに周旋をせし宴漸く酣する比
某公の發意にて席上の一興を亭主役の難有迷惑とも
申へさし石井土木局長を囑學したと云ふ夫より各々
敬會せられしと七時四十分比あきと云ふ

○代理 工務局長田冬三君が新潟外三縣巡廻中の
代理として、書記官石原豊真君が命せられた
るよし

○部長 神奈川縣警部片岡兒氏は昨日警視廳より於
て命せられたるよし

○出京して芝口一丁目の旅人宿麻屋に
止宿し一昨日の内務省並警視廳へ出頭されしが聞
く所ニ據れば過日より世間に喧しき石川縣會議員稻
垣示氏に一件の付き態々出京されたるなりと云ふ
未だ其眞偽を詳にせざ

○日本鐵道會社 同會社より一昨七日吉井社長を
始め委員一同を會し工事の會議を開かれたる由
○米人フエチヨキ氏 同氏が日本書を賞斷する、よ
とは諸人の聞及ぶ所あるが今國繪畫共進會に別室へ
陳列しある古畫中にて絶類離倫のものを選別して
賞與し採らんと二三日前より毎日會場に出る會員に
謀り賞與圖をして捉影せしむるよし

○巡視 大政官御厩米國人ベートン、ワゴン、ドン氏
の長崎港内の巡視を命せられ昨日出發せられたり
○徳川家達君 去月十九日英國より歸朝せられたる
徳川家達君を當時東京在住の舊家臣の輩より上野精
養軒に招請せ盛かる饗宴を開くんと有志の者共其支
度より東奔西走中ありといふ

○淺田徳則君 外務權大書記官淺田徳則君の公信局
長兼取調局長を命せられたるよし

○布哇國公使 同公使ジョン、マキニ、ガベナ君に
一兩日中横濱へ着港せらるるの日取とされり右接
待掛官と昨日横濱へ出張なし鐵道局等へ不都合無之
様致し置くへしと通達せられたるよし

○麻見義修君 麻見宮内權少書記官は屬官二名を隨
へ明後十一日頃出發して西京及び奈良地方へ赴かる
よし

○兵學校副總理 海軍少佐兵學校副總理田中綱常君
の長崎縣下墳墓改葬掛を命せられたるふ付全大尉同
校監事牧兼甫君が副總理代理心得を命せられたるよし

○戸籍法 豫て參事院に於て編纂されたる戸籍法の
過般稿を脱したれと太政大臣が 聖上に御手許へ差
出されしが未だ御留置遊むをさして日々敵覽在らせら
る、由尤も該條件に付て、太政大臣より毎々奏聞の
廉もありさるるよし

○朝鮮の支那兵増加を 朝鮮京城屯在の支那兵凡
三千人にて其勢實に盛ん至極あるを引換へ日本兵は
僅りに一中隊支那兵大兵より比らべてうら恥かしき心
地せらる、有様のよしなるが何故か近來支那本國よ
りの新手の陸兵續々渡來し既之餘程の員數に及ひさ
るよし其原因は何事あるか分らず或は過般日本よ
京城居殘りの兵と交代のさ先一中隊を派遣したるを
見て増兵の爲めと合点し之に應ずるの兵略もては
らんうとい説あり

○測量 陸軍參謀本部にて先頃より上総地方を測量
中あるり同地方測量機上と隣國なる安房地方は測
量を取り掛かる、手筈など云々

○警察署 久松町新築の警察署を本月卅一日遷に落
成の筈なれば來月上旬に引移り開署するといひ又在

來の警署は、岡町舊警署の兼用場を充るといふ
○保護金下賜 播州姫路城郭内居住士族の移住の
に付ては豫て森岡兵庫縣令より別途保護金として
渡され度旨を内務卿へ上申せられたるよし今度同卿
り金四万六千七百四十四圓十八錢を十五年度以降
三ヶ年に割付下渡云々と太政官へ上申せられたる
之通り開届けられたれと不日同縣へ廻送の筈あり

○圖書館 和田倉御門内舊會津邸跡の地所へ今度
務省圖書局所轄の圖書館三百餘坪を新築の筈あり
お繪圖面も出來しければ二三日前より工事は著
れたるが皇居内宇山里の圖書文庫を取毀ら右の
をも用なられ竣工の上の館中陳列の圖書類の庶
縦覽を許さる、といふ

○賞牌授與式 内國繪畫共進會は來る十三日賞
與式を執行し終て上野精養軒に於て皇族大臣參
方とを饗應せらる、といふ

○船舶製造取調 曾て其節々各地へ運せられた
來船舶の製造方取調は社寺又ハ舊家の船奉行船
杯を動かし人の家へに傳はる圖面も少くは勝寫
書類に添へ進達せめらる、都合ありと云

○ボンア坂傳習 内務省中の小使を從來ボンア
以方より熟練あるを以て元老院小使に者へ右坂方
の義を同院より照會ありと云ふ差支あきと云へ同答
退省後は同省へ還して傳習せしめらる、よし又
省よりも豫て備へ置る、消防入足五十名を同機
せしめて非常準備せらる、といふ

○測候所 内務省地理局にて勢州山田及志州島
ヶ所内へ測候所を新設する、よ付目下右要地
中ありと聞く

○鑛山、娼藥外無いうと龍盤魚に問へを今
より佐渡の土と俗語よまで囉さるる佐渡の
上杉家所屬の時より採掘をして舊幕の時代より
りしが近來之餘程衰微し至りしと之に反して
る生野鑛山は工業日を逐て盛大に赴くを以て
川鑛山分局詰の鑛山學士數名の生野全分局へ
りさる、よし

○川水測量 今度全國中の川々の満潮の高度
其深淺を測量せらる、といふ

○疫牛 長崎縣下西彼杵北松浦の二郡にて本
より十月まで撲殺しる疫牛の數は五十八
頭ある旨を其筋へ届け出さる

○育種場 芝區三田育種場にてハ北海道三縣
地方ハ西洋諸國ハ種物ハ注文あるに由り場内
區に分ち盛ん種物を育て諸縣へ送附する積あり